

えひめ防災フェア運営業務委託仕様書

1 委託業務名

えひめ防災フェア運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

3 委託業務内容

えひめ防災フェア（以下「フェア」という。）の開催に当たり、次の事項を委託する。なお、その他委託業務の実施に当たって必要な事項は、「4 えひめ防災フェアの概要」以降に定める。

- (1) 運営に関する基本的事項
- (2) 広報宣伝
- (3) 会場内の音響、照明、舞台装置等の借上げ、設営・撤去
- (4) 会場受付（啓発資料配布）
- (5) 会場整理
- (6) 報告書の作成
- (7) 会場の借上げ
- (8) イベント保険への加入
- (9) その他フェアを安全かつ効果的に実施する上で必要な業務
- (10) 上記（1）～（9）の事項に要する経費の支払い

4 えひめ防災フェアの概要

(1) フェアの目的

○昭和南海地震80年の節目に愛媛県地震被害想定調査の結果を踏まえ、南海トラフ地震について県民に分かりやすく啓発をするとともに、防災意識の向上を図ることで、自助・互助を一層推進する。

○子供からお年寄りまで防災について楽しく分かりやすく学べるプログラムを通じて、人的被害軽減に効果がある「住宅耐震化」や「家具等の固定」、「水・食料等の備蓄」をはじめとする家庭における日頃の備えの充実を図ることで「自助」を推進する。

(2) 開催日時及び会場

【防災体験イベント】

愛媛県において次のとおり会場を確保しているが、その他必要な施設の利用については、別途受託者において県及び施設管理者と協議すること。

- ① 日時：令和8年10月18日（日）10：00～15：00

会場：津島プレーランド（宇和島市津島近家甲1653-1）

※はたらく車ショーと同時開催

②日時：令和8年10月24日（土）、25日（日）10：00～16：00

会場：アイテム愛媛 FAZプラザ（松山市大可賀2丁目1番28号）

※マイフォームフェスタ・リフォームフェスタと同時開催

③日時：令和8年11月3日（火）10：00～16：00

会場：イオンモール新居浜 センターコート（愛媛県新居浜市前田町8-8）

【防災WEBキャンペーン】

11月5日（津波防災の日）や12月21日（えひめ防災の日）を含む日程とすること

（3）対象者

県民及びその他来場者

（4）フェアの内容

フェアの内容は以下のとおりとする。ただし、これらの事項に限定するものではなく、フェアの目的に資する企画提案を行うこと。

また、施設の特性を生かしたPRの工夫提案すること。

おって、提案書には防災体験イベントの参加人数及び啓発資料配布数の見込み並びに防災WEBキャンペーンを記載すること。

〔防災体験イベント〕

- ・来場者が防災に関心を持ち、家庭での備えや災害時の行動を自分ごととして捉えるきっかけとなるよう、体験型プログラム、防災クイズ、ワークショップ等の参加型企画を提案し、実施すること。
- ・企画内容は、親子連れ等の来場が見込まれることを踏まえ、子どもが楽しみながら参加でき、保護者等が防災について学べるものとし、来場者の参加意欲を高める工夫をすること。
- ・なお、具体的な企画内容については、実際に防災バックや防災ボトルを作ってみる体験のように体験イベント後の具体的な行動の促進となるよう企画すること。

〔防災WEBキャンペーン〕

- ・参加者が家庭内備蓄、非常持出品、家具転倒防止、避難場所・避難経路、家族間の連絡方法等に関する設問に回答しながら、自らの備えの状況を振り返り、具体的な備えを学ぶことができる内容とすること。
- ・単なるアンケート回答にとどまらず、具体的な防災行動の促進につながる内容とすること。

〔その他〕

- ・地震体験イベントの実施
- ・各種メディアを活用して、「（2）開催日時及び会場」以外の期間又は場所を含め、フェアの効果を高めるための啓発企画を実施してもよい。
- ・県が所有するドローン、水循環式の手洗い器、屋外シャワーセット等を積極的に活用した企画とすること。

なお、県が所有している地震体験車については10月24日（土）、10月25日（日）のみ確保している。

＜必須事項＞

- ① 防災体験イベントなどにおいて県が手配する防災みきゅん（着ぐるみ）を活用すること。（アクター等の手配は委託業務に含む）
- ② 防災体験イベント当日のイベント会場来場者への宣伝およびブース誘導を行うことを目的とした資材を作成し、誘客を行うこと。
- ③ 地震又は地震に伴う津波や浸水等の体験コーナーを設置するとともに、昭和南海地震80年の周知啓発を行うこと。
- ④ 家庭内備蓄の啓発コーナーを設置すること。
- ⑤ パネル展示を行う場合は、単に掲示するのみでなく、来場者の注意を引く工夫を行うこと。
- ⑥ 県が提供する啓発資料を配布すること。（配布資料携帯用の袋（日本産業規格A4版の資料が収納可能なサイズのもの。以下同じ。）の作成は委託業務に含む）
- ⑦ アンケートを実施すること。

5 委託内容詳細仕様

（1）運営に関する基本的事項

① 防災体験イベント実施業務

- ・4（2）に記載の開催日時及び会場において実施すること。
- ・趣旨に合った内容のプログラムとすること。

② 防災WEBキャンペーンの運営業務

＜システム等の仕様＞

- ・当該イベントへの参加のため基幹的なシステム（アプリケーションソフト及びウェブサイトを含む。）にアクセスできる期間は、11月5日及び12月21日を含む日程とすること。
- ・iOS及びandroidのスマートフォンに対応させること。
- ・当該イベントの参加方法、参加者への説明内容その他の主要事項は、愛媛県と協議して決定すること。
- ・参加者からの問合せに対応すること。

③ 景品を用意する場合における手配及び発送業務

- ・応募は、スマートフォン上で行うことができるものとすること。
- ・景品に係る費用（購入費、梱包費、発送費等）は、委託料に含まれるものであること。
- ・参加店舗を回った数に応じて応募できるものとすること。
- ・景品は、防災グッズや、商品券等とすること。
- ・当選者の決定方法は、抽選によるものとすること。
- ・個人情報、抽選及び当選時の発送にのみ利用すること。

（2）広報宣伝

フェアを広く県民に周知するため、下記の仕様によりチラシを作成するとともに、新聞、テレビ、ラジオ、情報誌、SNS等を活用した効果的な広報を企画・実施すること。

- ・フェアの詳細が分かるランディングページを製作し、公開すること。
- ・フェアへの参加が消費者の購買意欲や来店意欲を高める後押しとなるように時期や媒体、

内容を工夫して広報を実施すること。

- ・防災体験イベント当日のイベント会場来場者への宣伝およびブース誘導を行うことを目的とした資料を作成すること。

<チラシの仕様>

- ・チラシ：日本産業規格A4版、フルカラー、両面、10,000枚（県配布分）
- ・チラシについては、100枚ごとに仕切り紙を入れること。
- ・納入期限：令和8年9月25日（金）
- ・納入場所：愛媛県庁第一別館3階 防災危機管理課
- ・高解像度（保管用）と低解像度（ホームページ掲載用）の2種類のPDFデータをCD-Rに納めて納入すること。

（3）会場使用料の支払い及び会場内の音響、照明、舞台装置等の借上げ、設営・撤去

- ① 会場使用料の支払いを行うこと。また、会場内で使用する設備等の借上げに係る手続きを行い、その使用料の支払いを行うこと。
- ② 会場内の装飾・音響、会場の案内・誘導看板等の設営及び撤去等を行うこと。なお、来場者の円滑な導線確保するために、幅広い年齢層の参加に配慮した看板等を会場周辺に設置すること。

（4）啓発資料配布

- ① 県があらかじめ提供する啓発資料を含めた配布資料のセット（配布資料携帯用の袋の作成は委託業務に含む）を行い、会場に搬入すること。
- ② 配布資料を参加者に配布すること。（配布資料携帯用の袋の作成は委託業務に含む）

（5）会場整理

- ① 会場には運営に要する人員を適切に配置すること。特に、事故等のトラブルがないよう適切な人員配置を行うこと。
- ② 車椅子を使用している者等、参加に当たって配慮が必要な者への誘導及び観覧位置の確保等を適切に行うこと。
- ③ 関係者と判別できるような服装や名札、腕章等を着用すること。

（6）報告書の作成

- ① 開催状況の写真撮影を行い、JPEGデータで県に納品すること。なお、納品された写真データは、県が作成する当フェアに関するホームページや印刷物等に使用できるものとする。
- ② 報告書は2部作成し、県に提出すること。
- ③ 報告書には、フェアの効果分析を行い、改善点等を記載すること。

（7）受託者と県の役割分担

受託者と県の役割分担は別表のとおりとする。なお、主な留意点は次のとおりである。

- ① 配布する啓発資料（パンフレット）は県が提供する。ただし、企画提案により追加することを妨げない。（配布資料携帯用の袋の作成は委託業務に含む）
- ② 委託料には、会場使用料、出展者への謝礼・交通費、スタッフの人件費等のほか、必要とする資機材及び出展物の運搬費、看板・のぼり作成費、チラシ等の印刷費等を含む。

（8）イベント保険への加入

受託者は、イベント運営上の瑕疵等により来場者等の第三者に損害を与えた場合において、

主催者に法律上の賠償責任が生じることにより被る損害に対して保険金を支払う保険に加入すること。

(9) その他留意事項

- ① 本業務の中で使用する映像・画像、技術等において、既に他者が著作権等を有する場合は、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- ② チラシその他の成果物に係る全ての著作権は、愛媛県に帰属するものとする。
- ③ 契約締結後に受託者の責によらず開催を中止する場合は、中止を決定した時点までに要した経費について精算を行う。
- ④ 本仕様書に定めのない事項又は仕様についての疑義が生じた場合は、双方協議して解決する。